公 告

公立大学法人奈良県立医科大学の役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成27年11月20日

公立大学法人奈良県立医科大学 理事長 細井 裕司

- 1 競争入札に付する調達の内容
- (1)入札物件

2016年 OVID Technologies 社発行電子ジャーナル購読

(2) 利用場所

奈良県橿原市四条町840番地 公立大学法人奈良県立医科大学(大学附属施設を含む。) 構内

(3) 利用期間

平成28年1月1日~平成28年12月31日

(4) 支払方法

平成28年1月末までの前払い

2 入札方法

入札は、一年間の購読価格で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(6)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 当該物件の出版社から取り扱いを許可されている代理店であること。
- (2) 本学あるいは近畿地区(大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県)内の大学図書館において、電子ジャーナルの平成26年度あるいは平成27年度の契約実績を有している者であること。
- (3) 奈良県における平成 27 年度に有効な競争入札参加資格を有している者あるいは、国の全省庁共通の平成 27 年度に有効な一般競争(指名競争)参加資格を有している者であること。
- (4)公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第3条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

- (5) 入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出期限及び当該物件の入札の日に、本学あるいは奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- (6) その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒634-8523 橿原市四条町840番地

公立大学法人 奈良県立医科大学附属図書館

電 話 0744-23-9982

FAX番号 0744-23-3273

担当 係長 鈴木 孝明

(2) 入札説明会

この一般競争入札に参加を希望する者は、(1)に示す場所において入札説明書を受け取るものとします。郵送を希望する場合、送付にかかる費用は、自己負担とします。

また、質疑応答をもって、入札説明会に代えます。

質疑がある場合は(1)に示すFAXにて受け付けします。FAXを送信した際は、確認の電話連絡をしてください。質問がなければ連絡の必要はありません。質疑で見積金額に影響する内容があれば、各入札参加者にFAXで連絡をします。

(3) 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す申請書等を平成27 年11月30日(月)午後5時までに、(1)の場所に提出してください。

上記申請に基づく参加資格の有無については、平成27年12月2日(水)までにFAXにより通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 入開札の日時及び場所

平成27年12月 9日(水) 午前11時00分 公立大学法人 奈良県立医科大学大学附属図書館 3階視聴覚室

(2) 郵便による入札

入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は書留郵便とし、封筒の表面に「OVID Technologies社発行電子ジャーナル購読に係る入札書」と朱書して、平成27年12月 8日(火)午後5時までに4-(1)の場所に必着するようにしてください。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札

- (4) 入札書の内訳欄の記載が入札説明書で指示した内容と異なる入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (8) その他、入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- 8 契約書作成の要否等
- (1)要します。
- (2) 落札者は、平成27年12月14日(月)までに契約を締結するものとします。

9 契約締結に関する条件

契約締結後、契約者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、 契約を解除することがあります。この場合、契約者は、損害賠償金を納付しなければなり ません。

- (1)契約者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 契約者の役員等がその属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、 又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められると き。
- (4) 契約者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する 等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認めら れるとき。
- (5) 契約者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」 という。) に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当すること を知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から(5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)において、本大学が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわ

らず、遅滞なくその旨を本大学に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

10 入札手続の停止等

この調達物件に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

11 手続における交渉の有無

無

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、契約規程第17条に定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約規程第26条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

(4) その他詳細は、入札説明書によります。